震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第四十六条に規定する汚染廃棄物等をいう。イにおいて同じ。）の処理を行うために設置される一群の施設であつて、汚染廃棄物等の貯蔵施設及び汚染廃棄物等の受入施設、分別施設又は減量施設から構成されるもの（これらと一体的に設置される常時監視施設、試験研究及び研究開発施設、展示施設、緑化施設その他の施設を含む。）をいう。）及び指定廃棄物の最終処分場（宮城県、茨城県、栃木県、群馬県又は千葉県の区域内において同法第十九条に規定する指定廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。）として環境大臣が指定するものに係る部分に限る。）、第三十一号」に改め、同項第四号中「の規定に基づく」を「第四条第十五項に規定する」に改め、「（以下この号」の下に「及び第四号の八」を加え、「同法第四条第八項」を「同条第八項」に改め、同項第四号の二中「。次号において同じ。」を削り、同項第四号の三中「当該事業を所轄する行政機関の長」を「国土交通大臣」に、「第十八条第三項の同意若しくは同法第二十二条第一項後段の規定により読み替えられた同法第十八条第一項」を「第十八条第一項（同法第二十二条第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第四号の六までにおいて同じ。）」に改め、「認められる旨」の下に「、当該土地及び資産が当該工業団地造成事業について同法第十二条第二項の規定により都市計画に定められた施行区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨」を加え、同項第四号の五中「第十八条第三項の同意若しくは同法第二十二条第一項後段の規定により読み替えられた同法」を削り、「認められる旨」の下に「、当該土地及び資産が当該新都市基盤整備事業について同法第十二条第二項の規定により都市計画に定められた施行区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨」を加え、「当該事業の施行者が国又は地方公共団体である場合において、」を削り、「ときは」を「場合には」に改め、同項第四号の六中「第十八条第三項の同意若しくは同法」及び「（同法第二十二条第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「認められる旨」の下に「、当該土地及び資産が当該流通業務団地造成事業に係る同法第十一条第一項第十号に掲げる流通業務団地について同条第二項の規定により都市計画に定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨」を加え、同号の次に次の二号を加える。

四の七　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第一項に規定する特定被災区域（次号において「特定被災区域」という。）内において行う都市計画法第十一条第一項第十一号に掲げる一団地の津波防災拠点市街地形成施設（以下この号及び次号において「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」という。）の整備に関する事業に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産（第一号に掲げる資産を除く。）　国土交通大臣（当該事業を施行する者が市町村である場合には、道県知事）の当該土地及び資産が当該事業に係る一団地の津波防災拠点市街地形成施設の用に供される土地及び当該土地の上に存する資産である旨並びに当該土地及び資産が当該事業に係る一団地の津波防災拠点市街地形成施設について同条第二項の規定により都市計画に定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨を証する書類（当該事業の施行者に代わり、地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した団体が当該資産の買取りをする場合には、当該証する書類で当該買取りをする者の名称及び所在地の記載があるもの。次号において同じ。）

四の八　特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業（東日本大震災復興特別区域法第七十七条第二項第三号ロに掲げる集団移転促進事業（当該集団移転促進事業に関する事項が同条第一項に規定する復興交付金事業計画に記載されているものに限る。）と併せて行うものに限る。以下この号において「一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に準ずる事業」という。）のために買い取られる土地及び当該土地の上に存する資産　国土交通大臣（当該一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に準ずる事業を施行する者が市町村である場合には、道県知事）の当該一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に準ずる事業が国土交通大臣の定める一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業に係る基準に該当するこれに準ずる事業である旨を証する書類

第十四条第五項第十一号中「第四号の三」を「第四号の二」に改める。

第十七条第一項第三号ロ(2)中「都市緑地法第十七条第三項の緑地管理機構」を「施行令第二十二条の七第二項に規定する機構」に、「同条第二項」を「都市緑地法第十七条第二項」に、「当該緑地管理機構」を「当該機構」に、「施行令第二十二条の七第二項に規定する」を「当該」に、「同項各号」を「施行令第二十二条の七第二項各号」に改める。

第十七条の二第一項第二十四号を次のように改める。

二十四　法第三十四条の二第二項第二十号の場合　都市再開発法第七条の六第三項に規定する建築許可権者、大都市地域住宅等供給促進法第八条第三項（大都市地域住宅等供給促進法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する都府県知事又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第二十二条第三項に規定する都道府県知事等の当該土地等をこれらの規定により買い取つたものである旨を証する書類

第十七条の二第一項第二十六号中「第二十二条の八第二十九項各号」を「第二十二条の八第二十八項各号」に改め、同項第二十七号ロ中「第二十二条の八第三十一項」を「第二十二条の八第二十九項」に改め、同条第二十一項中「第二十二条の八第二十七項各号」を「第二十二条の八第二十五項各号」に改め、同条第二十二項中「第二十二条の八第二十七項第五号」を「第二十二条の八第二十五項第五号」に改め、同項第一号中「道路運送車両法施行規則第五十七条第一項」を「昭和四十二年改正規則による改正後の道路運送車両法施行規則第五十七条第一号」に改める。

第十八条の八の二を削り、第十八条の八の三を第十八条の八の二とし、第十八条の八の四を第十八条の八の三とする。

第十八条の九の二第六項中「第二十五条の八の二第八項第一号ニ」を「第二十五条の八の二第九項第一号ニ」に改め、同項第一号中「第二十五条の八の二第八項第一号」を「第二十五条の八の二第九項第一号」に改め、同項第二号中「第二十五条の八の二第八項」を「第二十五条の八の二第九項」に改め、同条第七項中「第二十五条の八の二第九項第二号」を「第二十五条の八の二第十項第二号」に改める。

第十八条の十一第五項第一号中「を提出する」を「の提出（施行令第二十五条の十の二第六項に規定する提出をいう。次号、第十八条の十二の二第一項第二号、第十八条の十三第二項第三号及び第十八条の十三の五第二項第四号において同じ。）をする」に改め、同条第十六項第三号中「に係る」を「に設けられた非課税管理勘定（法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税管理勘定をいう。次号において同じ。）に係る」に、「法第三十七条の十四第一項」を「同条第一項」に改め、同項第四号中「非課税口座の開設年月日」を「非課税管理勘定を設けた日の属する年」に改め、同項第五号中「及び数」の下に「又は価額」を加える。

第十八条の十二の二第一項第二号中「を提出した」を「の提出をした」に改める。

第十八条の十三第一項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項第一号中「を提出する」を「の提出（同号に規定する提出をいう。次号において同じ。）をする」に改め、同項第三号中「を提出した」を「の提出をした」に改め、同条第三項中「第二十五条の十の五第三項第九号」を「第二十五条の十の五第三項第十号」に改める。

第十八条の十三の二第二項を削る。

第十八条の十三の四第一項第二号中「同条第十項第一号」を「施行令第二十五条の八の二第八項」に、「第二十五条の十の九第三項」を「第二十五条の十の四第三項」に改め、同項第三号中「特定口座継続適用届出書」を「特定口座継続適用届出書及び」に改め、「及び特定口座取引継続届出書」及び「又は施行令第二十五条の十の七第三項の規定により特定口座廃止届出書の提出があつたものとみなされた場合」を削り、「出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出」の下に「（同項第二号に規定する提出をいう。）」を加える。